

## 第6回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成17年9月1日(木)「第6回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。当日は第5回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)活動の整理事項及び他の河川保全利用委員会等の現状確認を行い、琵琶湖河川事務所としての河川保全利用委員会審査の進め方と提出書類、理念とガイドラインの整理について活発な意見交換と議論が行われました。



開催日時：平成17年9月1日(木) 13:35 ~ 16:55  
場所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)205 会議室  
参加者数：委員 8 名 河川管理者 6 名 傍聴者 10 名

### 議事次第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- 1) 第5回委員会 議事骨子確認
- 2) 第5回委員会 活動の整理
- 3) 他の河川保全利用委員会等の現状
- 4) 「望ましい川」について
  - ・委員会審査の進め方と提出書類
  - ・理念とガイドラインの整理
- 5) 委員会の今後のスケジュール

#### 3. 一般傍聴者からの意見聴取

#### 4. その他

#### 5. 閉会

#### 配布資料

- ・第5回委員会議事骨子
- ・第5回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- ・野洲川占用施設一覧(修正版)
- ・野洲川と類似河川における整備計画
- ・他の河川保全利用委員会の活動状況調査結果
- ・委員会審査の進め方と提出書類
- ・理念とガイドラインの整理
- ・今後の委員会運営、審議内容について(案)

## 第6回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の概要

### 1. 他の河川保全利用委員会の現状について

野洲川に類似する河川として四国の物部川、関東の高麗川、四国の重信川、近畿の紀ノ川における整備状況の一覧表と、淀川河川事務所管内で活動している4つの河川保全利用委員会(木津川下流、桂川、宇治川、淀川本川)の調査結果資料により今後の審査活動の方針を検討しました。

#### 1) 桜づつみの事業について

- ・紀ノ川の桜づつみの事例は、占用期間は平成21年までです。桜は堤内地側に植えられています。
- ・桜づつみ事業では、原則として堤防には植樹は認めていません。要望があり、側帯に盛土を行い、水防資材の考えを併せ持って桜づつみモデル事業を行っています。現在はそれほど要望は多くありません。
- ・草津川の桜が植樹は、モデル事業としてではなく、用地的に余裕のあるところに植樹する形で行っています。

## 2) 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の対応について

- ・委員会では、河川を今よりもっと自然に近づけるための審査手法と理念を作っていると考えます。モニタリング調査を継続的に実施するグループが野洲川にもあれば、意見をお伺いしたいです。
- ・委員会の考え次第で、自然へ戻す速度を急激にもゆっくりにもすることが可能です。最終的には河川管理者が占用の可否を決定しますが、自然の観点から厳しい意見を出すことも可能です。
- ・むやみに堤内地へ施設を移すことは、川への興味を無くしてしまう恐れもあります。川への親しみとか、動物への興味、つまり河川シンパを増やすような利用をしていただく方向も必要です。
- ・河川管理者として、河川利用を排除する考えではなく、バランスが大事と考えるので、委員会からの意見をいただき、適正な利用を考えていきます。

## 2. 『望ましい川』について

今後占用施設について審査していく上での『審査の進め方と提出書類』、ならびに『理念とガイドライン』について議論しました。

### 1) 占用許可審査の進め方について

- ・審査回数は、原則を2回とし、占用施設により必要に応じて増減することにしました。
- ・初回審査は、河川管理者が占用申請を受けて委員会に諮問することから考えると、河川管理者から説明を受けることを考えています。
- ・2回目以降の審査は、申請者から説明を受けることを考えています。なお、申請者の方には審査の雰囲気を知ってもらう意味で、初回審査から出席いただければと思います。
- ・委員会として住民の意見を聴くことは必要だと考えています。対話集会の開催が審査上必要となった場合は、河川管理者に開催をお願いし、寄せられた意見などを委員会に報告してもらう形を考えています。

### 2) 理念とガイドラインの整理

- ・審査項目、審査結果の評価方法などについて議論を行いました。
- ・審査結果の整理方法は、点数をつける方法や討論により結論を出す方法について議論をしましたが、次回の委員会で引き続き議論することとなりました。
- ・審査項目は、項目を充実させる必要があるとしました。このため各委員からキーワードとなる審査評価項目の案を募り、委員長、副委員長と事務局で構成する作業会を行い、原案を作成し、次回の委員会で報告することとなりました。

## 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第6号 2005年11月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 エース 担当: 土田・内田・奥村

〒600-8133 京都府京都市下京区七条通加茂川筋西入稲荷町458番地

TEL:075-361-1525 FAX:075-361-1978

ホームページ●<http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail●[info@biwako.kasen-hozen.jp](mailto:info@biwako.kasen-hozen.jp)